

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年4月6日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度富士山保全協力金現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定代理納付に係る業務

(2) 業務内容

富士山保全協力金現地受付において、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を実施するに当たり、必要となる業務を委託する。

(3) 履行期間

契約日から令和3年12月28日（火）まで

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県における競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準等

提出された企画提案書と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続き等

(1) 担当課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課交流・継承班

電話番号：054-221-3747 FAX：054-221-3757 E-mail：sekai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案書作成要領及び委託業者選定要領等の配布

ア 配布期間 令和3年4月6日（火）から令和3年4月16日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記(1)及び静岡県公式ホームページ「スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課」にて無償交付する。

<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-120/>

(3) 提出書類等

ア 提出書類 「令和3年度富士山保全協力金現地受付におけるキャッシュレス決済取扱業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり

イ 提出期限 令和3年4月19日（月）の正午まで（郵送必着又は持参）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

企画提案書の提案内容について、次のとおり実施する。

ア 日時 令和3年4月27日（火）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁別館8階第2会議室（静岡県静岡市葵区追手町9-6）

5 その他

(1) 詳細は、企画提案書作成要領及び委託業者選定要領等による。なお、本件に係る照会窓口は、上記4(1)に同じとする。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

(4) 企画提案書の作成、提出やプレゼンテーション等に係る全ての費用は、提案者の負担とする。